

南三陸

風はひとつに 未来へ飛躍

平成18年

12

No. 15

月号

2006年12月1日発行

息のあった演奏を披露 火災予防を呼びかける かわいい鼓笛隊

秋季火災予防運動初日の11月9日(木)、志津川地区の防火キャラバン隊の出発式がJR志津川駅前で行われました。

防火関係者などが集まった会場では、あさひ幼稚園の元気な園児約80人による鼓笛隊が息のあった演奏を披露し、防火キャラバン隊の出発に華を添えました。



南三陸町総合計画案について

意見の募集について

町では総合計画の策定にあたり、広く計画案を公表し、その意見を考慮して計画案を策定することを目的として、南三陸町総合計画案に関する意見を、次とのとおり募集します。

- ◇募集する意見
- ①総合計画基本構想案に関する意見
- ②総合計画基本計画案に関する意見

- ◇計画案の公表時期及び意見募集期間

①基本構想案	公表時期 意見募集期間 （金）～12月20日（水）	12月1日（金）	12月1日（金）
②基本計画案	公表時期 意見募集期間 （金）～12月20日（水）	平成19年1月上旬	平成19年1月上旬

規定期の用紙に意見提出者の氏名法人、その他の団体の場合はその名称）、住所を明記し、企画課企画政策係にて郵便、ファクシミリ、電子メールまたは持参により提出してください。

◇意見の取り扱い

提出された意見の概要とそとの意見に対する町の考え方については、個人情報に十分配慮したうえで、総合計画案とともにあわせて、町ホームページへ掲載するほか、企画課、総合支所総務管理課及び各地域振興センター（公民館）に備え置き、公表します。なお、提出された意見に、特定の個人または法人その他

◇町ホームページアドレス
URL <http://www.town.mihamisanriku.miyanagi.jp/>
◇提出先（問い合わせ先）
〒986-0792 南三陸町志津川字塩入77番地
南三陸町企画課企画政策係
☎46-1371 FAX 46-5348
Eメール kikaku@town.mihamisanriku.miyanagi.jp

総合計画の構成

第1編 総論

第1章 南三陸町総合計画について

1. 総合計画策定の趣旨
2. 総合計画の役割と性格
3. 総合計画の構成と期間

第2章 南三陸町を取り巻く情勢

1. 南三陸町の概況
2. 南三陸町を取り巻く時代潮流とまちづくりの着眼点

第2編 基本構想

第1章 南三陸町のまちづくりが目指すこと

1. まちづくりの基本理念
2. まちの将来像
3. まちづくりの視点

第2章 人口・経済等の見通し

第3章 土地利用のあり方

第4章 施策の大綱

第3編 基本計画

政策1	将来像	自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町
政策2	防災対策の強化	消防・救急体制の充実
政策3	集いと賑わいのあるまちづくり	交通安全対策の推進
政策4	みんなで支えあう健康のまちづくり	防犯対策の強化
政策5	地域医療の充実	地域・社会の形成
政策6	健やかのまちづくり	雇用対策の充実・起業の支援
政策7	観光の振興	地場産業の振興と連携
政策8	農林業の振興	交流型産業の育成と支援
政策9	水産業の振興	商工業の振興
政策10	観光の振興	観光の振興
政策11	農林業の振興	地場産業の振興と連携
政策12	水産業の振興	交流型産業の育成と支援
政策13	商工業の振興	商工業の振興
政策14	観光の振興	観光の振興
政策15	農林業の振興	農林業の振興
政策16	水産業の振興	水産業の振興
政策17	商工業の振興	商工業の振興

政策1	将来像	自然・ひと・なりわいが紡ぐ安らぎと賑わいのあるまち・南三陸町
政策2	防災対策の強化	消防・救急体制の充実
政策3	集いと賑わいのあるまちづくり	交通安全対策の推進
政策4	みんなで支えあう健康のまちづくり	防犯対策の強化
政策5	地域医療の充実	地域・社会の形成
政策6	健やかのまちづくり	雇用対策の充実・起業の支援
政策7	観光の振興	地場産業の振興と連携
政策8	農林業の振興	交流型産業の育成と支援
政策9	水産業の振興	商工業の振興
政策10	観光の振興	観光の振興
政策11	農林業の振興	農林業の振興
政策12	水産業の振興	水産業の振興
政策13	商工業の振興	商工業の振興
政策14	観光の振興	観光の振興
政策15	農林業の振興	農林業の振興
政策16	水産業の振興	水産業の振興
政策17	商工業の振興	商工業の振興

年末年始業務のおしらせ

窓口業務は12月29日(金)も行います

役場は12月29日から1月3日の期間、年末年始休業となります。12月29日(金)は町民税務課の窓口業務を行います。

※取扱業務は、日曜窓口と同様になります。

◆問い合わせ 町民税務課 ☎46-1373 内線244、245

町民バス・乗合タクシーは運休

町民バスと乗合タクシーは、12月29日(金)から1月3日(水)までの期間は運休となります。

◆問い合わせ 企画課 ☎46-1371 内線222、224

行政委員会

教育委員長に阿部東夫さん

町教育委員会委員の任期が11月18日をもって満了し勇退された三浦英治さんの後任として、阿部東夫さん（石泉）が9月議会定例会において選任の同意を得て町長より任命されました。任期は平成18年11月19日から平成22年11月18日までの4年間です。

阿部さんは、旧歌津町職員として執務にあたり、企画課長、総務課長、教育委員会教育次長を務め、また、退職後の平成12年12月から平成17年9月まで旧歌津町助役を務めました。

11月20日(月)に教育委員会が開催され、委員の互選により、教育委員長に阿部東夫さんが、委員長職務代理者には田生誠二さんが選任されました。

固定資産評価審査委員会

11月17日(金)に固定資産評価審査委員会が開催され、委員の互選により、委員長に阿部吉雄さんが、委員長職務代理者には千葉力さんがそれぞれ再任されました。

「農業委員会委員選挙人名簿登載申請」は1月10日まで

農業委員会委員選挙人名簿への登載申請については、毎年1月1日現在の状況により、1月10までに申請書を提出することになります。今回も、農政推進員の方々を通じ、あらかじめ対象になると思われる方（世帯）には、申請書が配布されます。「農業委員会委員の選挙権を有する者」の範囲は次のとおりですが、選挙権を有する者に該当される方で、お手元に申請書が配布されないという場合は、南三陸町選挙管理委員会事務局または南三陸町農業委員会事務局までご連絡ください。

選挙権を有する者の範囲（農業委員会等に関する法律第8条関連）

農業委員会の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者で、年齢20歳以上の者（昭和62年4月1日以前に出生した者）。

①10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者

②①の者の同居の親族またはその配偶者（耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上達しないと農業委員会が認めた者は除く。）

③10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主（耕作に従事する日数が、年間おおむね60日に達しないと農業委員会が認めた者は除く。）

問い合わせ・連絡先 南三陸町選挙管理委員会事務局 ☎46-1370(直通)

南三陸町農業委員会事務局 ☎46-1379(直通)

南三陸町・旧志津川歌津環境衛生組合 旧志津川町・旧歌津町

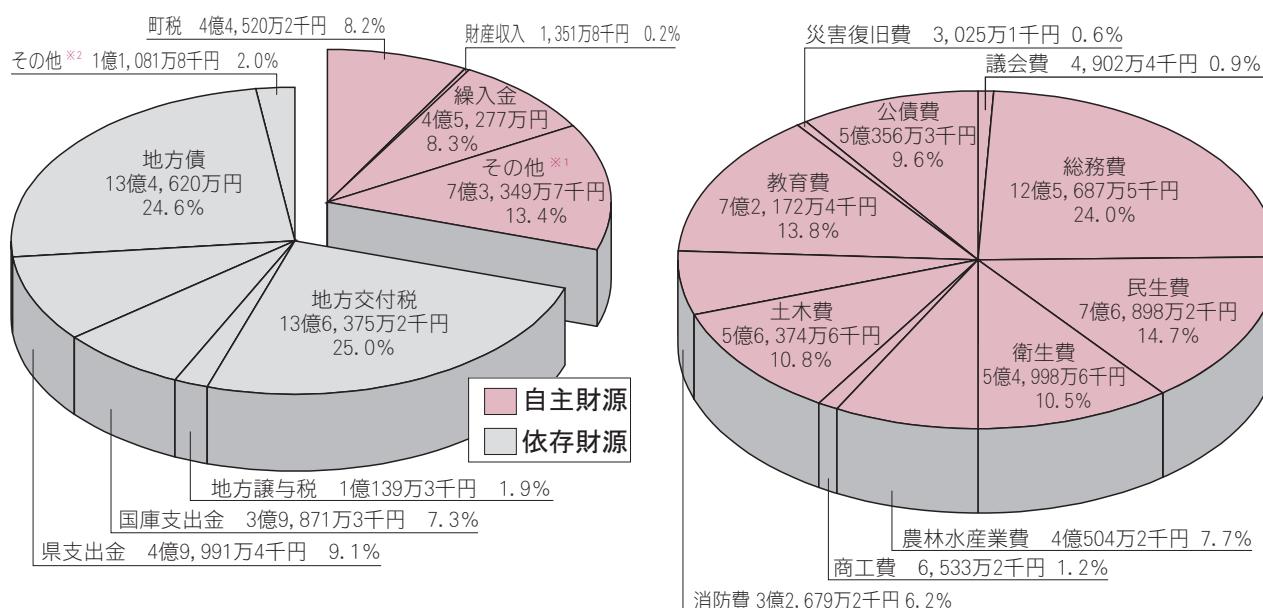
財政報告書



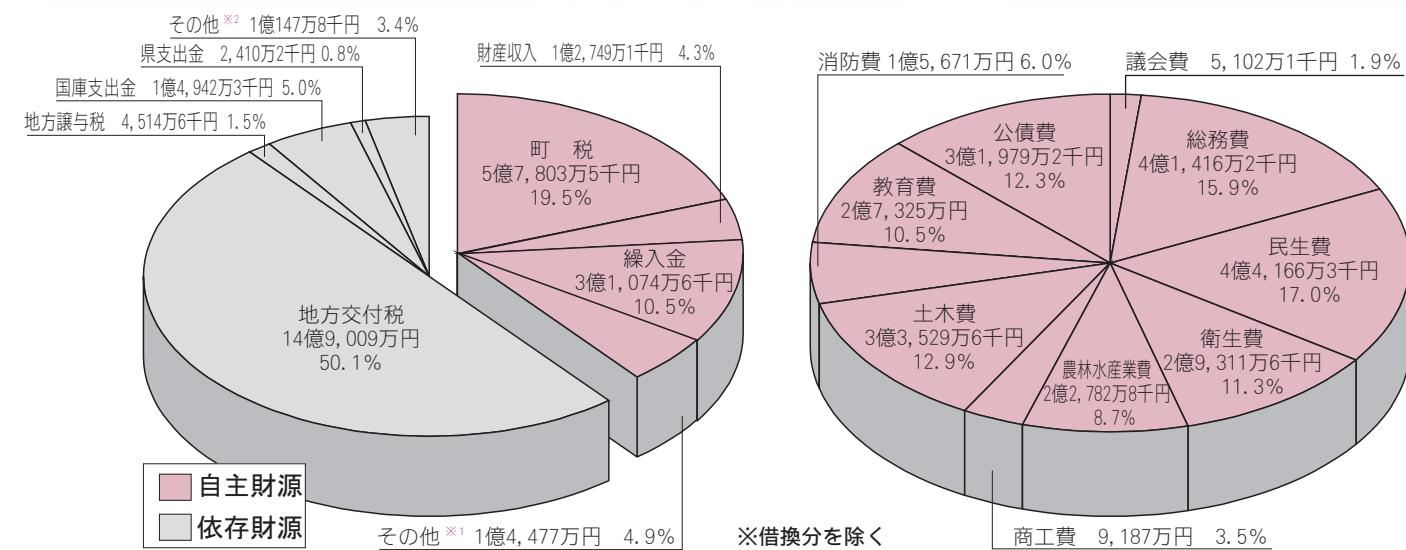
平成17年度 一般会計決算

平成17年度一般会計決算は、旧志津川町・旧歌津町・旧志津川歌津環境衛生組合の決算は3月の定例会に、南三陸町の決算は9月の定例会にそれぞれ監査委員の審査を経て提出し、原案どおり認定されました。

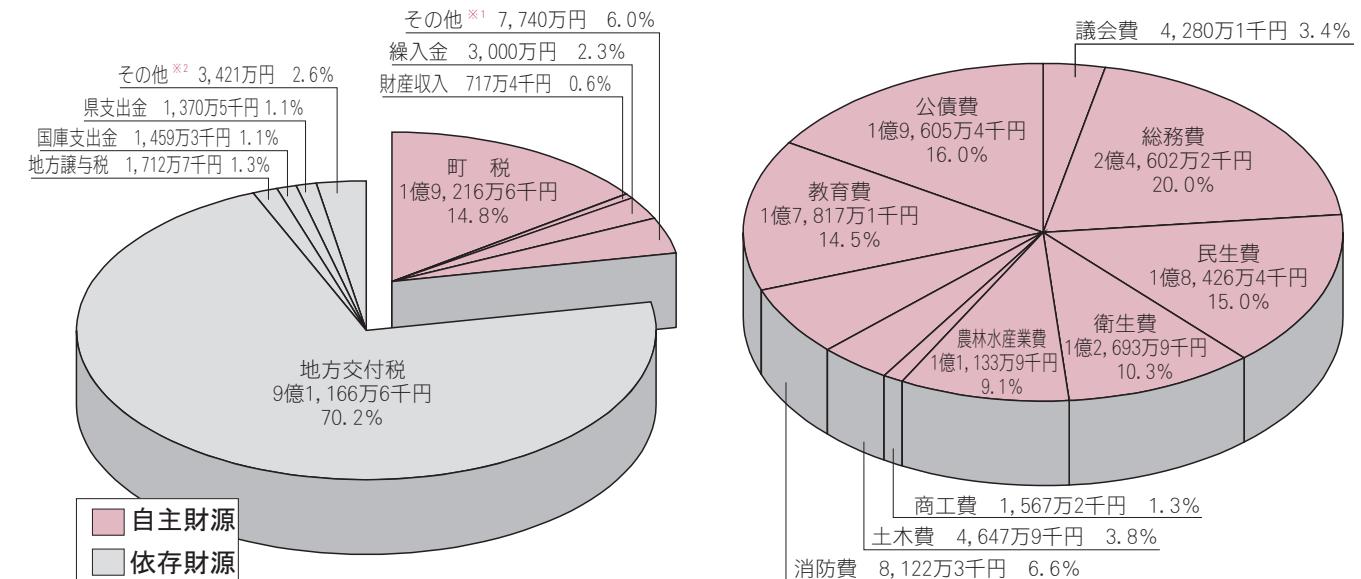
歳入 南三陸町 岁出



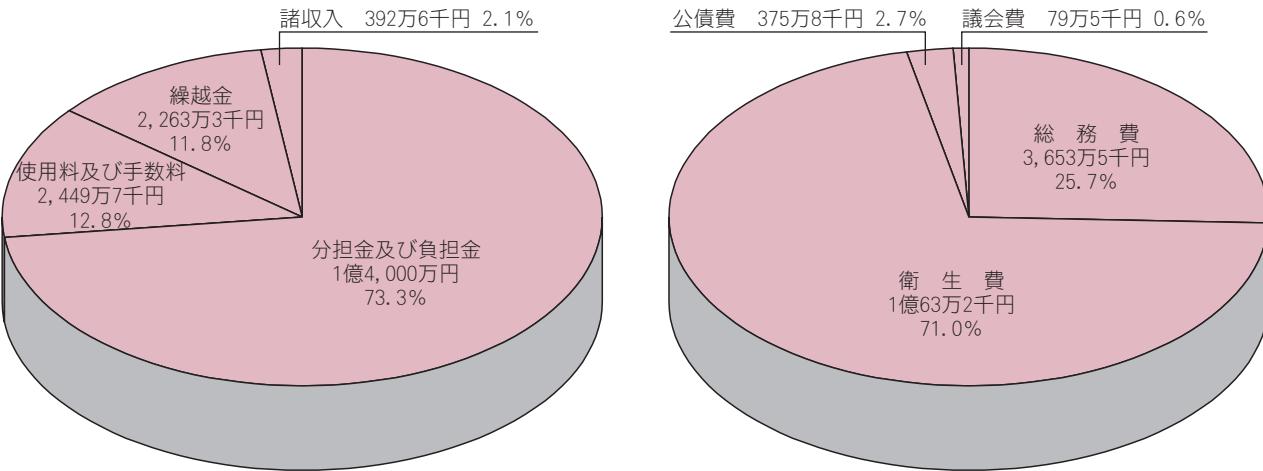
歳入 旧志津川町 岁出



歳入 旧歌津町 岁出



歳入 旧志津川歌津環境衛生組合 岁出



平成17年度 特別会計・企業会計

旧志津川町の9会計及び旧歌津町の7会計は、3月定例会において認定され、南三陸町の11会計は、9月定例会において認定されました。

特別会計

国民健康保険特別会計

●歳入決算 3億960万1千円

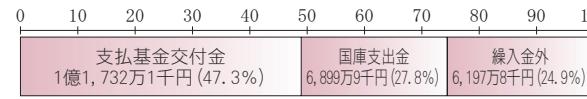


●歳出決算 3億2,274万1千円



老人保健特別会計

●歳入決算 2億4,829万8千円

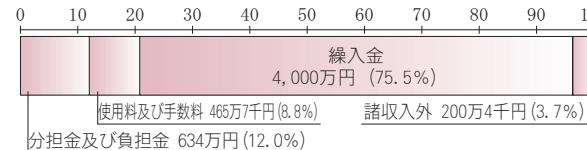


●歳出決算 2億3,903万6千円

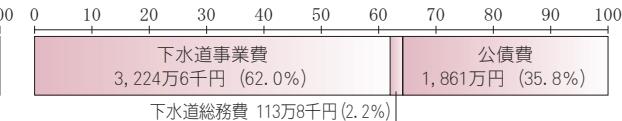


下水道事業特別会計

●歳入決算 5,300万1千円



●歳出決算 5,199万4千円

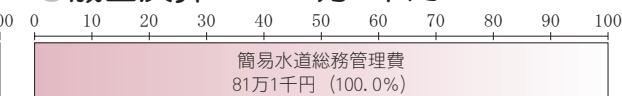


簡易水道事業特別会計

●歳入決算 129万6千円

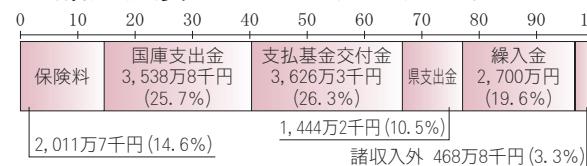


●歳出決算 81万1千円



介護保険特別会計

●歳入決算 1億3,789万8千円



●歳出決算 1億2,690万8千円

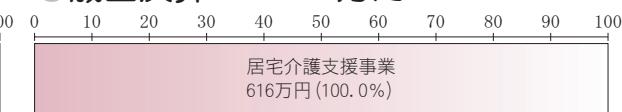


居宅介護支援事業特別会計

●歳入決算 787万8千円



●歳出決算 616万円



一般会計の決算額を平成18年3月末の人口（18,868人）をもとに、町民一人当たりに換算してみました。

町民一人当たりの 税負担	町民税 • 20,416円	軽自動車税 • 1,807円	固定資産税 • 36,853円	町たばこ税 • 5,344円
-----------------	------------------	-------------------	--------------------	-------------------

町民一人当たりの支出額

議会費

• 7,692円



総務費

• 100,537円



民生費

• 74,327円



衛生費

• 51,390円



農林水産業費

• 38,817円



商工費

• 10,048円

土木費

• 50,189円



消防費

• 30,015円



教育費

• 62,176円



災害復旧費

• 1,647円

公債費

• 54,228円

合計

• 481,066円

※上記の換算は、「地方財政状況調査」の数値を基に行いました。

「地方財政状況調査」とは、地方公共団体の決算状況を統一ルールに基づいて集計した基礎的な統計調査です。

借入先別町債現在高（南三陸町）(単位：千円)

区分	平成17年度末現在高	
	平成17年度末現在高	平成16年度末現在高
1. 政府資金	6,018,209	5,743,829
(1) 財政融資資金	4,325,657	4,222,187
(2) 日本郵政公社	1,692,552	1,521,642
2. 公営企業金融公庫	231,721	258,848
3. 市中銀行	3,663,250	3,360,208
4. その他金融機関	0	0
5. 保険会社	0	0
6. 共済組合	60,440	78,276
7. その他	424,469	433,387
合計	10,398,089	9,874,548

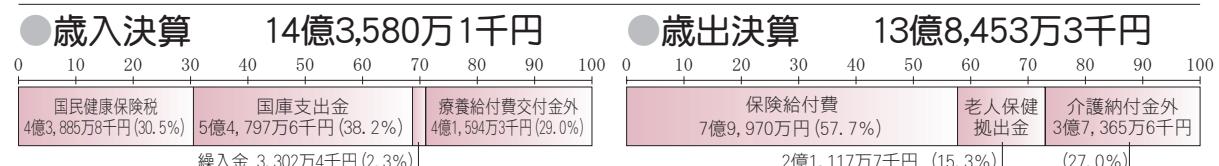
町では、公共施設を整備するため左表のような借入先から資金の借入れを行っています。これがいわゆる町債（地方債）というものです。

町債の平成17年度末現在高は、103億9,809万9千円（対前年度比5億2,354万1千円増）となっています。平成17年度は、町営松原住宅建設事業（3億2,420万円）や合併振興基金事業（3億5,900万円）などを実施するための資金の借入れを行いました。

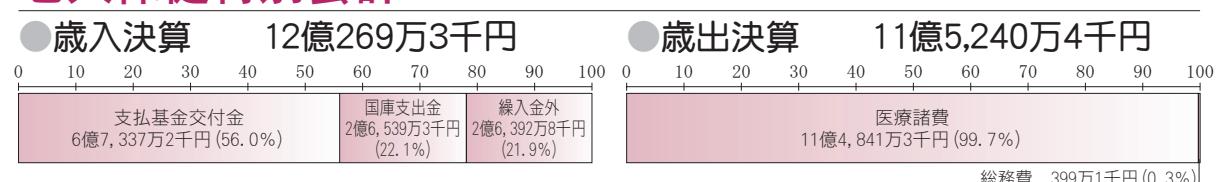
※合併振興基金とは…合併市町村の一体感の醸成及び旧町単位の地域振興事業を実施するため設置した基金です。

※平成16年度末現在高は、旧志津川町、旧歌津町、旧志津川歌津環境衛生組合の合算額です。

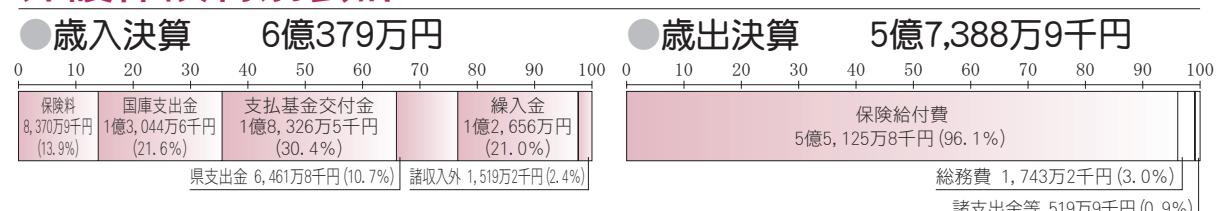
国民健康保険特別会計



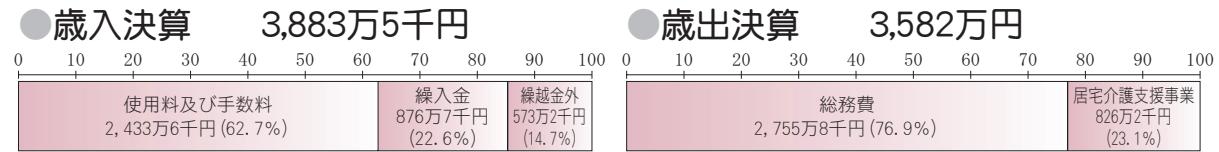
老人保健特別会計



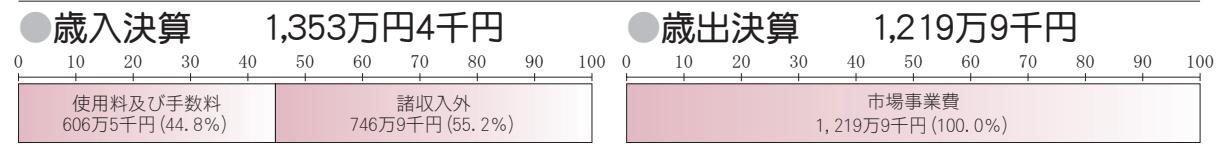
介護保険特別会計



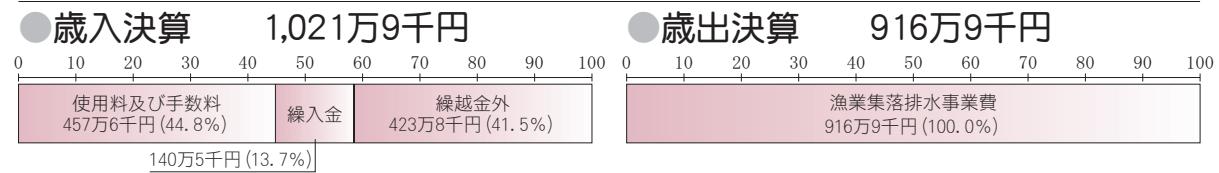
居宅介護支援事業特別会計



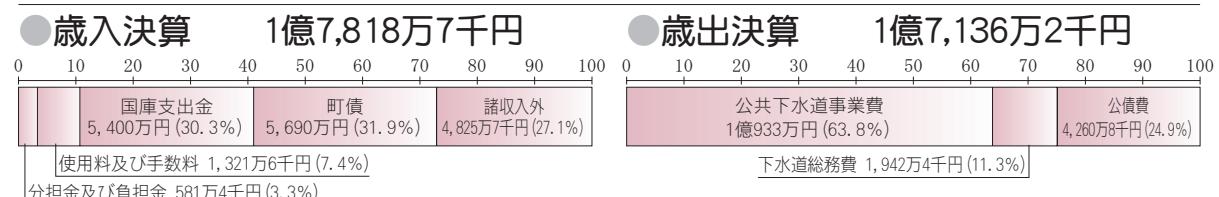
市場事業特別会計



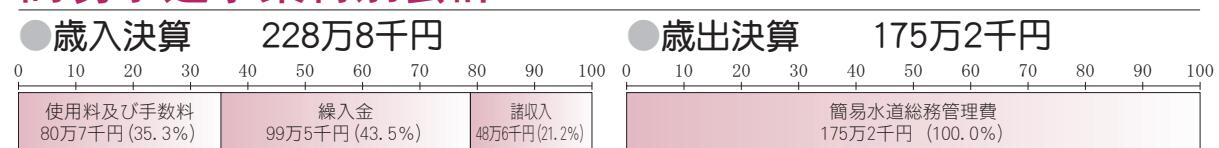
漁業集落排水事業特別会計



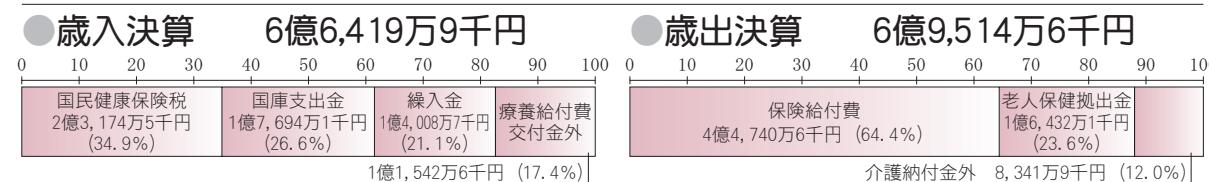
公共下水道事業特別会計



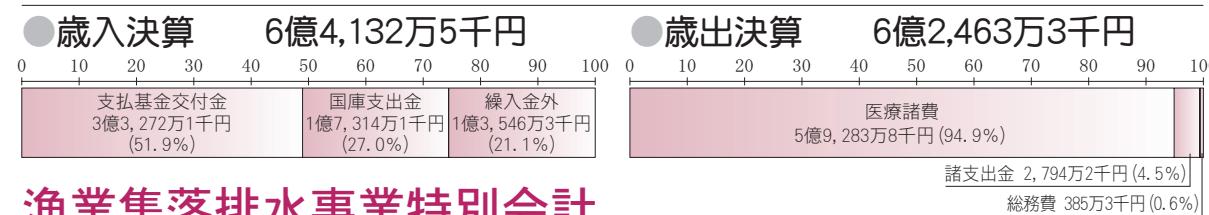
簡易水道事業特別会計



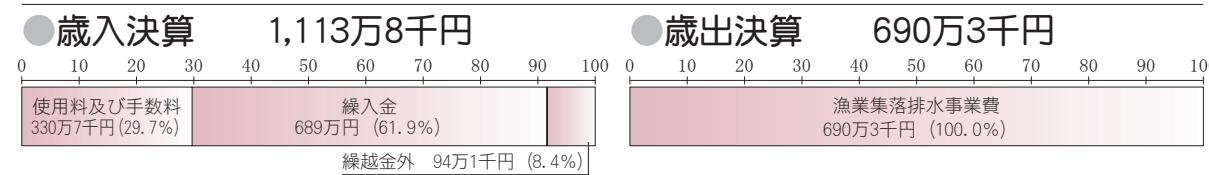
国民健康保険特別会計



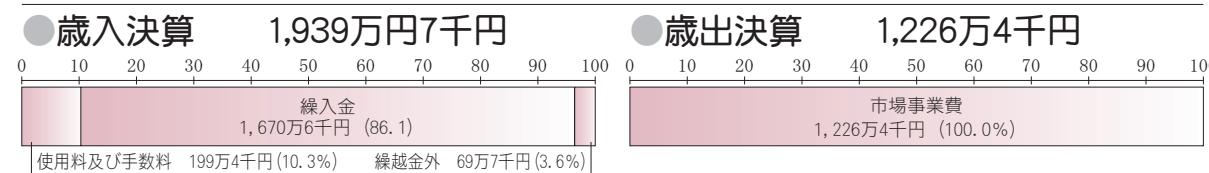
老人保健特別会計



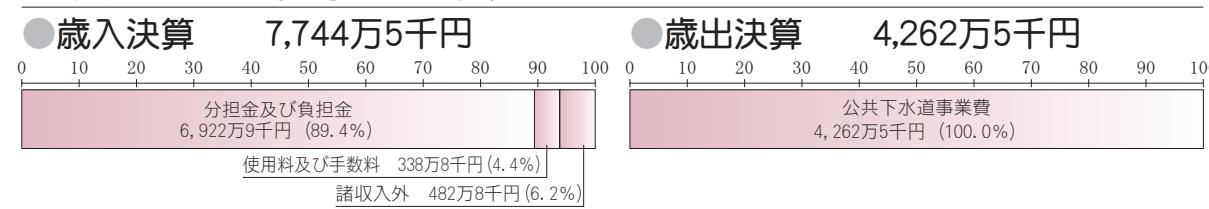
漁業集落排水事業特別会計



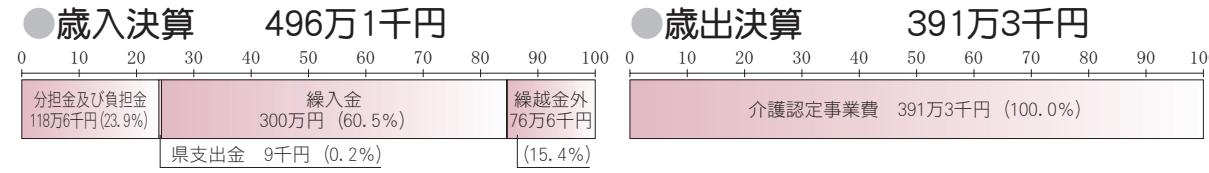
市場事業特別会計



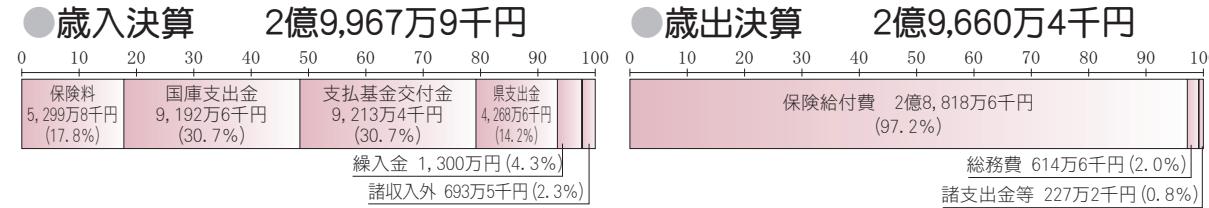
公共下水道事業特別会計



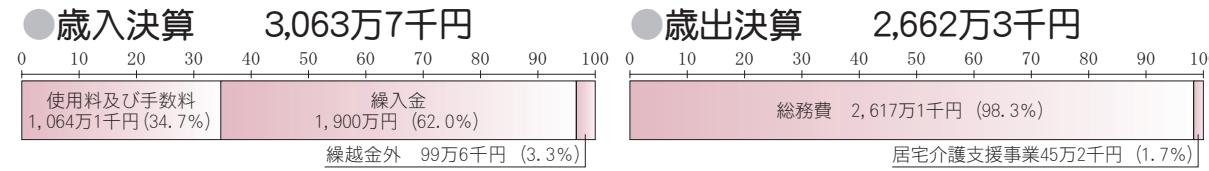
介護認定審査会特別会計



介護保険特別会計



居宅介護支援事業特別会計



○業務状況		(単位:人)	
区分	総数	1日平均	
入院患者数	36,664	100	
外来患者数	58,077	238	
休日・夜間の救急患者数	1,240	3	
訪問診療患者数	313		

○収益的収入及び支出(経営の会計)(単位:千円)

項目	病院組合	南三陸町	年間計
医業収益	574,976	560,438	1,135,414
医業外収益	136,583	51,613	188,196
特別利益	2,931	116,639	119,570
合計	714,490	728,690	1,443,180
医業費用	736,596	724,654	1,461,250
医業外費用	19,632	20,173	39,805
特別損失	0	0	0
合計	756,228	744,827	1,501,055
純損失	41,738	16,137	57,875

○資本的収入及び支出(施設・設備整備の会計)(単位:千円)

項目	病院組合	南三陸町	年間計
収出資金	36,159	36,872	73,031
企業債	0	41,500	41,500
合計	36,159	78,372	114,531
建設改良費	0	41,559	41,559
企業債償還金	36,158	36,812	72,970
合計	36,158	78,371	114,529

不良債務(流動資産-流動負債)等の状況(単位:千円)

	平成6年度末	平成16年度末	平成17年度末
不良債務	1,011,681	123,497	122,087
一時借入金	1,080,000	400,000	400,000

「外科診療が縮小、厳しい決算に」

年間の入院患者数は3万6,644人で前年度比8%の減、外来患者数は5万8,077人で同じく11%の減となりました。患者数の減少は、平成17年6月末で外科常勤医が退職し以後非常勤の体制になりました。地域内に診療所が増えたこと等が要因になっています。

収益的収支(運営の会計)においては、病院事業収益が14億4,318万円(前年度比5%減)、病院事業費用が5億105万円(前年度比5%減)で、差引き5,777万円の純損失となりました。また、職員の減らしによる減額は1億2,208万円となっています。

一般的な収益の会計においては、X線撮影装置、診療情報システム等の医療機器整備と起債償還を行いました。

資本的収支(施設・設備整備の会計)においては、X線撮影装置、診療情報システム等の医療機器整備と起債償還を行いました。

患者の地域別割合(単位:%)

	志津川地区	歌津地区	その他
入院患者	72.8	20.4	6.8
外来患者	79.5	14.3	6.2

平成17年度 病院事業会計の状況

損失が発生、今後の体制整備が課題

訪問看護ステーション事業の流れが中止され、訪問看護が課題になつています。これまでの流れを説明します。この中で、病院における入院日数が短縮化され、看護師が需要増加が見込まれます。これにより、在宅療養への導入が進められており、今後一層の体制整備が必要です。

最初に述べた通り、訪問看護が課題になります。これにより、年間の延べ訪問回数が6,325回で、前年度比5%減となりました。利用者が病院への入院や施設サービス利用のため訪問看護利用を休止するケースが多くなっています。そのため、収益合計が前年度比7%減の5,406万円で、費用合計が前年度比13%増の6,111万円となりました。これに因ります。

年間の延べ訪問回数が6,325回で、前年度より5%減少しました。利用者が病院への入院や施設サービス利用のため訪問看護利用を休止するケースが多くなっています。そのため、収益合計が前年度比7%減の5,406万円で、費用合計が前年度比13%増の6,111万円となりました。これに因ります。

訪問看護ステーション事業

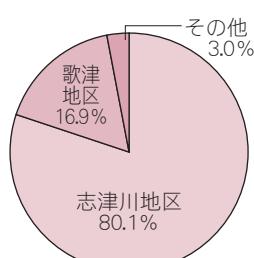
○決算状況(単位:千円)

項目	病院組合	南三陸町	年間計
事業収益	27,474	26,557	54,031
事業外収益	0	2	2
特別利益	0	28	28
合計	27,474	26,587	54,061
事業費用	32,232	28,182	60,414
事業外費用	0	0	0
特別損失	50	0	50
合計	32,282	28,182	60,464
純損失	4,808	1,595	6,403

○利益剰余金

利益積立金	4,905千円
繰越利益剰余金	21,211千円
合計	26,116千円

○地域別の利用割合



○業務状況

利用登録者数	114人
延訪問回数	6,325回
1人当たり月平均利用回数	6.2回

企業会計

水道事業会計

収益的収支

(給水した使用料等の収支)

水道事業収益 1億4,903万7千円

(給排水設備等の施設設備収支)

水道資本的収入 0円

水道事業費用 1億3,397万5千円

水道資本的支出 1億3,120万9千円

旧志津川町

旧歌津町

南三陸町

収益的収支

(経営の収支)

旧志津川歌津

病院組合

病院事業収益 7億1,449万円

病院資本的収入 3,615万9千円

病院事業費用 7億5,622万8千円

病院資本的支出 3,615万8千円

南三陸町

病院事業収益 7億2,869万円

病院資本的収入 7,837万2千円

病院事業費用 7億4,482万7千円

病院資本的支出 7,837万1千円

訪問看護ステーション事業会計

収益的収支

(経営の収支)

旧志津川歌津

病院組合

訪問看護ステーション事業収益 2,747万4千円

訪問看護ステーション事業費用 3,228万2千円

南三陸町

訪問看護ステーション事業収益 2,658万7千円

訪問看護ステーション事業費用 2,818万2千円



第2回

南三陸町産業フェア

歌津会場



歌津会場のステージでは、うたちゃんソーランなどが披露されました。

伊里前獅子舞が勇壮に舞い、会場を盛り上げました。

友好町の山形県庄内町も出店参加



数え100歳 近所の皆さんと、お茶飲み話を楽しんでいます

小野ミサヲさん



満99歳を迎えた小野ミサヲさん（歌中住）に、11月24日（金）、町からお祝い金などが贈られました。

小野さんは、明治40年（1907年）11月23日に歌津字石泉に生まれ、結婚後は夫の農業の手伝いながら7人の子どもを育て、現在では孫が17人、ひ孫が16人と家族にも恵まれています。

小野さんは、今年の歌津地区敬老会において、招待者を代表として「お礼の言葉」を話すなど、とても元気です。また、ほうれん草などの出荷を手伝うなど、農業を現役でこなしています。

「好きなことはテレビを見ること、お茶飲み話すること。」と話す小野さんは、近所に出かけ、世間話などを楽しんでいるそうです。また、食べ物に好き嫌いはなく、何でも食べるそうです。

長生きの秘訣をうかがうと、「ご近所の皆さんとお茶を飲みながら色々なお話をします。そうやって毎日を楽しく過ごすこと。」と教えてくれました。

これからもますますお元気でお過ごしください。



山里の秋まつり

11月5日（日）、ひころの里を会場に「ひころの里秋まつり」が開催されました。

会場のふれあい広場では、いも煮などの大鍋や秋の味覚を堪能できるコーナーが並び、フリーマーケットや子どもたちの餅つき大会、地元農産物の販売など、盛りだくさんの内容で行われました。

特設ステージでは入谷女相撲甚句などが披露され、訪れた行楽客らは、はっと汁や豚汁などを味わいながら、里の秋まつりをのんびりと楽しんでいました。

町の話題

MINAMISANRIKU-TOWN-TOPICS



中高生が一緒に海岸清掃（戸倉松原海岸）

南三陸クリーンアップ作戦

11月14日（火）、中高一環教育を実施している志津川高校と町内4中学校の生徒・教職員ら約1,100人が、道路や公園、海岸など町内30区域に分かれて、清掃奉仕活動「南三陸クリーンアップ作戦」を行いました。

今年は10月初旬の低気圧による高波でごみが多く打ち上げられた戸倉松原海岸・さわやか公園海岸と、海水浴場サンオーレソではま公園や荒島パークを重点的に行いました。

戸倉松原海岸では、打ち上げられたごみの散乱が激しく、埋もれた漁具などを中高生が協力して運ぶ姿が見られ、拾い集めたごみは、あっという間にトラックいっぱいになりました。



シャッフルボードなどを夢中で遊ぶ子どもたち

ニュースポーツを体験

11月19日（日）、「スポーツ健康まつり」が、志津川公民館体育館で開催され、親子連れや友達同士など約80人が、ニュースポーツを楽しみました。

参加者は、体育指導員からゲームのやり方の説明を受けながらシャッフルボード、ラージ卓球、ペタンク、エレクトリックダーツなどを体験し、さわやかな汗を流しました。

災害時における応急復旧活動等



協定書に署名を終え、握手する佐藤組合長（左）と町長

**製造事業所の皆様へ
工業統計調査**
~ご協力をお願いします~

平成18年工業統計調査が12月31日を調査基準日として行われます。

調査の対象となる事業所には調査員があ伺いいたしますので、調査の必要性をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いします。

また、調査票に記入していく内容については、統計法により保護されますので、正確なご記入をお願いします。

経済産業省・宮城県・南三陸町
△問い合わせ
企画課企画政策係☎46-1371
歌津総合支所 総務管理課
地域振興係☎36-3922

問い合わせ
町民税務課 課税係 ☎46-1372

農業所得は事業所得の一つであり、他の事業所得と同様に、実際の収入金額から実際に必要な経費を差引く収支計算によることが原則です。これまでの農業所得については、農家個々の実情に即した課税を図るため、零細農家を対象として農業所得簡易計算による申告受付をしていました。(注: 家事消費等の計算の目安となる米の60キログラム当たりの単価や自家用烟の10アール当たりの収入金額等を所得率や経費標準を使用して計算する方式)

農家の皆さんへ
農業所得簡易計算が廃止になります

この方式は、平成18年産分をもって廃止され、平成19年産分(平成20年2~3月申告)からは全面的に収支計算方式に移行することになります。これまで農業所得簡易計算で認められていた所得率や経費標準は一切認められなくなっていますので、農家の皆さんは収支計算による農業所得の申告に必要となる関係書類(売上伝票や領収書等)を大切に保管してください。

粗大ごみ特別収集について

△受付日時 12月10日(日)午前9時~午後3時30分 △受付場所 南三陸町クリーンセンター
△手数料 10キログラム当たり100円で、搬入時に徴収します。
△取り扱う粗大ごみの種類 一般家庭から排出される不燃性粗大ごみ(自転車、ストーブなど)
△取り扱えないごみの種類 家電リサイクル法が適用されるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、冷凍庫、エアコンの家電4品目及びパソコン、可燃性粗大ごみ、産業廃棄物、農漁業用機械、オートバイ、タイヤ等は処理できません。
※「粗大ごみ」(可燃性の粗大ごみは除く)の受付は、毎週木曜日(祝祭日を除く)午後1時~4時までクリーンセンターで行っています。

平成18年度 年末年始における燃やせるごみの収集日程

(注意) ※燃やせるごみだけの収集です。燃やせないごみは絶対に出さないでください。
※最近、指定ごみ袋以外のものが見受けられます。
ごみは、町指定のごみ袋に入れて、決められた集積所へ時間内に出してください。

月 日	特 別 収 集 (決められた時間まで集積所に出してください)	直 接 搬 入 (クリーンセンターへ直接持ち込んでください)
12/29(金)	前浜地域、後浜地域、林、大久保、田尻畠、保呂毛、小森、双苗、入谷全域、戸倉全域、伊里前、葦の浜、寄木、高区	全町を対象とします ○受付時間 12/29(金)午前9時~午後4時30分 12/30(土)午前9時~正午
12/30(土)	中瀬町、八幡町、五日町、汐見、南町、廻館、旭ヶ丘、天王前、新井田、沼田、本浜、大森、十日町、館浜、泊浜、馬場、中山、名足、石浜、田の浦、港、吉野沢団地	
12/31(日)~1/4(木)	年 末 年 始 休 業	
1/5(金)	平常どおりの業務を行います。(金曜日が収集指定日の地区だけを集めます)	

問い合わせ
ご相談は 南三陸町クリーンセンター ☎46-5528
南三陸町歌津総合支所健康福祉課 ☎36-9110

耐震改修した住宅にかかる固定資産税が減額されます

平成18年度の税制改正により、住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されました。

これにより、該当する住宅については一定の期間、固定資産税の減額が受けられます。

○対象となる住宅

昭和57年1月1日以前に建築された住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させたよう、一定の改修工事を行った住宅が対象となります。

○減額を受けられる家屋の要件

①住居部分の割合が、その家屋の2分の1以上であること。
②耐震改修に要した費用が、1戸当たり30万円以上であること。
③改修後3カ月以内に申告し

○減額される額

当該住宅(1戸当たり)のうち床面積の120平方メートルを上限として、その分にかかる固定資産税の2分の1相当額が減額されます。

○減額される期間

改修工事の完了時期により次のようになります。

改修完了時期	減額期間
平成18年~平成21年	3年間
平成22年~平成24年	2年間
平成25年~平成27年	1年間

○問い合わせ

現行の耐震基準及び耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等について
建設課 都市住宅係 ☎46-1377 (直通)
歌津総合支所 産業建設課 ☎36-3923 (直通)
町民税務課 課税係 ☎46-1372 (直通)
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924 (直通)

あなたの家は大丈夫ですか?
木造住宅の耐震化事業をご利用ください。

今、お住まいの住宅の耐震診断を受けてみませんか?

町では、戸建木造住宅の耐震化を推進するため、耐震診断などの助成制度を創設しました。

耐震診断を希望する方は、建設課または歌津総合支所産業建設課にお問い合わせください。

△対象

昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅
在来軸組構法または枠組壁構法による木造3階建以下の住宅
※本紙10月号でも募集しましたが、再度募集を行うものです。

申し込み・問い合わせ

建設課都市住宅係 ☎46-1377
歌津総合支所産業建設課土木住宅係 ☎36-3926

○問い合わせ

現行の耐震基準及び耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等について
建設課 都市住宅係 ☎46-1377 (直通)
歌津総合支所 産業建設課 ☎36-3923 (直通)
町民税務課 課税係 ☎46-1372 (直通)
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924 (直通)

償却資産の申告は
1月4日から1月31日まで

償却資産とは、会社や個人が所有する事業用の機械、器具、船舶、備品などをいいます。これらは、地方税法の規定により固定資産税の対象となります。(原則として耐用年数が2年以上、取得価格が10万円以上のもので、自動車及び牛・馬・果樹等生物は除かれます。)

償却資産の所有者は、その資産の所在する市町村に、毎年1月1日の状況をその年の1月末日までに申告しなければなりません。

昨年度に申告のあった方には、今月中旬に今年度用の申告書用紙を送付する予定です。新たに償却資産を取得された方は、町民税務課または歌津総合支所住民生活課までお問い合わせください。

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372 (直通)
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924 (直通)



平成18年に取り壊した家屋などがありましたら、申告してください

平成19年度の家屋に係る固定資産税については、平成19年1月1日現在の状況により課税されますので、平成18年1月2日～平成19年1月1日の間に家屋の異動（所有権移転や取り壊しなど）を行った方のうち、登記をまだ行っていない方については、その内容を町民税務課または歌津総合支所住民生活課に申告してください。

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372（直通）
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924（直通）

原動機付自転車等に異動があったら、手続きを忘れずに！

原動機付自転車や小型特殊自動車等の軽自動車税は、毎年4月1日現在の主たる定置場所在の市町村において、その所有者に課することとなっています。

軽自動車税は申告制なので、使用しなくなつても、廃車等の手続きをしないと課税されることになります。次のような異動があった場合には、忘れずに手続きをするようにしましょう。

異動内容	必要な手続	手続きを行う窓口
町内での異動 (所有者死亡、車両譲渡・廃棄等)	現使用者への名義変更または廃車申告	町民税務課または歌津総合支所 住民生活課窓口
町外への異動 (所有者転出・車両譲渡等)	異動先への住所変更または名義変更	町民税務課または歌津総合支所 住民生活課窓口（異動先の市区町村窓口でもできます）

問い合わせ

町民税務課 課税係 ☎46-1372（直通）
歌津総合支所 住民生活課 ☎36-3924（直通）

四輪の軽自動車や二輪の小型自動車等についても、異動があった場合は同様の手続きが必要となります。手続きを行う窓口は宮城県軽自動車協会（☎022-232-5724）または東北運輸局宮城運輸支局（☎022-235-2511）となります。

子育て支援センターからのお知らせ

～あそびにきませんか？～

だけのこクラブは、乳幼児を持つ親子または、祖父母・孫で自由に遊び、交流できるところです。これから、親になる方など、どなたでも参加できますので地域の皆さんでお出かけください。

育児相談・電話相談

- ①日時 12月1日（金） 午前10時～11時30分 場所 歌津保健センター
- ②日時 12月15日（金） 午前10時～11時30分 場所 歌津保健センター
- 入谷地区「ふれあい広場」 ◇日時 12月25日（月） 午前10時～11時30分 ◇場所 入谷公民館
- 戸倉地区「ふれあい広場」 ◇日時 12月18日（月） 午前10時～11時30分 ◇場所 戸倉保育所

0～1歳 親子で遊ぼう

- 日時 12月7日（木） 午前10時～11時30分
場所 志津川保健センター

だけのこクリスマス会

- ◇日時 12月19日（火） 午前10時～11時30分 ◇場所 志津川保育所ホール
※申込みが必要です。

申込み・問い合わせ
子育て支援センター
(志津川保育所内) ☎46-3692
担当 三浦

志津川保育所 施設開放

- 子どもの遊びを見守りながら、子育て仲間との交流を深めませんか？ リサイクル活動も併せて行っています。
- ◇日時 毎週火曜日と木曜日 午前10時～11時30分

食事の準備・後かたづけは、ため洗いをしましよう。適切な水量で、食器や野菜を洗いましょう。洗剤は適量にします。洗剤を使いすぎると、洗い流す水の量が多くなります。

歯磨きには、コップを使いましょう。洗顔には、洗面台や洗面器を使いましょう。

お風呂は必要な分だけためる

湯量は、お風呂ブザー やタマーナなどを活用し適量にします。

洗剤は適量にします。洗剤を使いすぎると、洗い流す水の量が多くなります。

歯磨き、洗顔のときは

歯磨きには、コップを使いましょう。洗顔には、洗面台や洗面器を使いましょう。

お風呂の残り湯は洗濯、掃除などに利用

お風呂の残り湯は水温が高く、汚れ落ち、洗剤もまだなく利用できます。

トイレで流す水は、大小レバーの使い分けをし、2度流し、3度流しはやめま

出しつばなしは、1分間に約6リットルの水のムダになります。

節水に心がけ下水道の汚水を減らしましょう

シャワーは短時間ですませ、こまめに止めましょう。

トイレは短時間ですませ、水をやるときは、ペットボトルが利用しやすいので、使ってみてください。

トイレで流す水は、控えめに



お風呂の残り湯は洗濯、掃除などに利用

※入浴剤を使用した場合は色が付くことがあります。洗濯は適量にします。余計に使つても洗浄力が増すわけではありません。洗濯はまとめて洗い、回数を減らしましょう。

水やりは、米のとぎ汁や残り湯で

米のとぎ汁や残り湯を植木にやりましょう（米のとぎ汁は肥料になります）。

お風呂の水などをバケツにくんで水洗タンクに入れれば、トイレが使用できます。災害の時などに対処できるよう、ふだんからお風呂の水などを多目的に使用することを心がけましょう。

水道が断水したときのトイレの使用

水をやるときは、ペットボトルが利用しやすいので、使ってみてください。

飲酒運転は凶悪犯罪です!

酒酔い運転・酒気帯び運転は厳しく罰せられます！

飲酒運転根絶ロックコンサートイン南三陸

～飲酒運転根絶南三陸町民大会～

毎日のようにテレビや新聞で報道されているとおり、飲酒運転による交通事故は後を絶たない状況にあります。

南三陸町から飲酒運転撲滅を呼び掛けるため、地元のアマチュアバンドが多数参加し、「飲酒運転根絶ロックコンサートイン南三陸」を開催します。ご近所お説教のうえ、お越しください。

開催日時 12月3日（日） 午後1時から3時まで

開催場所 町総合体育館
「ベイサイドアリーナ」
文化交流ホール

問い合わせ

南三陸警察署 交通課・生活安全課 ☎46-3131
危機管理対策室 ☎46-1376（直通）

人事行政の運営状況を公表します

職員給与などのあらまし

南三陸町職員の人事行政の運営内容について公平性・透明性の確保を目的に次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員採用試験の状況 (平成17年4月2日～平成18年4月1日採用)

試験区分	職種	採用人数	試験の方法
中級	保育士	2	市町村職員採用統一試験
一	看護師	1	町単独試験

(2) 退職者の状況 (平成17年4月1日～平成18年3月31日)

区分	定年退職	勧奨退職	自己都合	その他	合計
一般行政	1		3	1	5
医療職等		2	8		10
合計	1	2	11	1	15

注) 医療職等とは公立志津川病院勤務の看護師、検査技師及び事務職員の数で、他医療機関等への勤務異動(退職)による医師は除いています。

4 職員の適正化への取組み

簡素で効率的かつ効果的な行財政システムを確立するため、組織機構の簡素化・効率化、民間委託、事業事業の改善等を進めながら、適正な数値目標を定め、定員の適正化を進めることとしています。

2 職員の勤務時間その他勤務条件の内容

(1) 勤務時間(標準的なもの)

勤務時間	1週間あたり勤務時間	休憩時間
午前8時30分～	40時間	昼12時～
午後5時15分		12時45分

(2) 休暇等の概要

休暇等の種類は、年次休暇、病気休暇、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休暇、育児休暇、出産介護休暇、忌引き、父母等の追悼休暇、夏期休暇、ドナーハイタ休暇、ボランティア休暇等

3 職員の分限・懲戒処分の状況

(1) 分限処分(種類:降任、免職、休職、失職)

一定の事由(長期の病気等)により職員が職務を十分に果たし得ない場合に公務の能率の維持及び適正な運営の確保を目的として行われます。

平成17年度中の分限処分者数(合併前の団体を含む)は、ありませんでした。

(2) 懲戒処分(種類:戒告、減給、停職、免職)

職員の非違行為等に対して科される制裁であり、職場の秩序を維持・回復することを目的として行われます。

平成17年度中の懲戒処分者数(合併前の団体を含む)は、いませんでした。

4 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。

職務の遂行にあたって職員が守るべき主な義務は次のとおりです。

- ・職務等の命令に従う義務
- ・信用失墜行為の禁止
- ・守秘義務
- ・職務専念義務
- ・争議行為等の禁止
- ・官利企業等の従事制限等

5 職員の研修等の状況

公務員として町民福祉の向上の精神に徹した使命感や責任感の高揚を図り、職務遂行に必要な知識、能力及び技能等の修得を図ることを目的に、市町村職員研修所や各種研修施設等との連携を図り、効果的な研修を行うものとします。

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

定期健康診断、人間ドック、脳検診、がん検診等

(2) 公務災害補償の概要

公務上、通勤上の災害により負傷等または死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。

7 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、町の当局より適切な措置が取られるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

(3) 部門別職員数の状況 (各年度4月1日現在・単位:人、△はマイナス)

部門	年度	合併前				対前年度比較
		平成17年度	平成18年度	合計	南三陸町	
議会	議会	2	2	4	4	
一般行政	総務	32	20	52	56	△4
税務	7	5		12	11	△1
民生	30	19		49	49	
衛生	12	6		29	23	△6
農林水産	15	9		24	18	△6
商工	4	1		5	5	
土木	10	2		12	11	△1
教育	36	16		52	52	
小計	36	16	0	0	52	52
公益	5		111	116	104	△12
水道	3	3		6	7	1
下水道	2	2		4	6	2
その他	4	4	10	18	23	5
小計	14	9	121	0	144	140
合計	162	89	121	11	383	370

注) 1) 職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む)。

注) 2) 「病院」は旧志津川歌津病院組合。「環境衛生」は旧志津川歌津環境衛生組合。

8 職員の給与の状況

南三陸町職員の給与は、国や県並びに他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、町議会の議決を経た条例などに基づき支給されます。

(1) 職員給与費の状況(一般会計予算)(平成18年4月1日現在)

区分	職員数(A)	給与費			計(B)	一人当たり給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
平成18年度	232人	897,627千円	74,150千円	361,881千円	1,333,658千円	5,749千円

(注) 職員数には、教育長、任期付研究員及び単純労務職員を含み、特別会計及び企業会計等に属する職員は除いています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況(平成18年4月1日現在)

区分	南三陸町職員の状況		宮城県職員の状況	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	339,300円	44歳10月	356,300円	42歳1月
技能労務職	271,500円	46歳0月	339,600円	48歳9月

(注) 平成18年度給与実態調査による額

(3) 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

区分	給料月額	期末手当		計	備考
		6月	12月		
町長	797,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	職責に応じ加算有り
助役	609,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	不在職責に応じ加算あり
収入役	566,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	不在職責に応じ加算あり
議長	289,000円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	職責に応じ加算有り
副議長	239,200円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	職責に応じ加算有り
議員	221,300円	1.6月分	1.75月分	3.35月分	職責に応じ加算有り

(4) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当 (平成18年4月1日現在)

区分	6月	12月		その他
		期末手当	勤勉手当	
南三陸町	1.4月分	0.725月分	1.6月分	0.725月分
国・宮城県	1.4月分	0.725月分	1.6月分	0.725月分

② その他の手当

調整手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、

庄内の風③

音色は風に乗って空に響く“文化創造館「響ホール」”

田園タウン庄内町のランドマーク（シンボル的な建物）を創出している文化の創造・交流拠点“響ホール”を紹介します。

この施設は、平成11年10月にオープンした総工費約27億7千万円（備品購入費除く）、建築面積が約3,287平方メートルの音楽専用多目的ホールです。

このホールの特色は、何よりも音響を重視して創られた大ホール（504席）で、良質な音の響きは、観客はもちろん、多くのアーティストに支持され、CDなどの録音会場としても利用されています。このほかにも、ミニコンサートにも利用できる小ホール、出演者などの楽屋や練習室なども兼ね備えています。



文化創造館「響ホール」



音響を重視した大ホール

もう一つの特色は、多彩で魅力あるイベントの企画運営です。施設の維持管理等は町が行っていますが、地域からの公募で集まった「企画運営委員会」が町民のニーズや芸術の鑑賞機会の提供・普及を考えて自主事業を企画し、チケットの販売や公演当日の運営スタッフなどのボランティアとしても活動しています。これまでも若手ピアノ奏者上野彩子さんや歌手の平原綾香さんのコンサートをはじめ、あらゆるジャンルの音楽・ミュージカルなど幅広い分野の企画運営を町民ボランティアが担っています。

もう一つの特色は、多彩で魅力あるイベントの企画運営です。施設の維持管理等は町が行っていますが、地域からの公募で集まった「企画運営委員会」が町民のニーズや芸術の鑑賞機会の提供・普及を考えて自主事業を企画し、チケットの販売や公演当日の運営スタッフなどのボランティアとしても活動しています。これまでも若手ピアノ奏者上野彩子さんや歌手の平原綾香さんのコンサートをはじめ、あらゆるジャンルの音楽・ミュージカルなど幅広い分野の企画運営を町民ボランティアが担っています。

ふるさと

故郷へ向かう新幹線の車窓から景色を見ながら、ふと歌を口づさむ。「兎追いしかの山」を歌われる歌。「いかにいます父母」がなしや友がき雨に風につけても思はず故郷にかかる。時を越え、世代を越えて歌われる歌。「いかにいます父母」がなしがえのない人達を失つ



夢大使
おじま
りえこさん
(東京都)

夢大使 リレー通信 ⑥

各地で活躍する南三陸町夢大使の皆さんのお届けする「夢大使リレー通信」を連載しています。今回は、オペラ歌手の小島りえこさんです。

故郷を離れてから出会ったたくさんの人達の中に、「故郷へはもう帰れない」と悲しみをこらえながら語った人がいた。しかし、すぐに満面に精一杯の笑みをたたえ、「でも心中にいつもあるつちや。」て始めて知るふるさとの重み。多くの人達に支えられて歌い続けられることへのありがたさ。

「志を果たしていつの日にか帰らん 山は青き故郷水は清き故郷」ふるさとに感謝!

冬道の交通安全

1・2・3

最近、朝晩の冷え込みが厳しくなりました。これから季節、橋の上や日陰になっているところでは、雪が降り積もらなくても霜や凍結により滑りやすくなります。早めに冬用のタイヤに履き替え、運転者は、**1割のスピードダウン・2倍の車間距離・3分早めの出発**を心がけスリップによる交通事故を起こさないようにしましょう。

また、夕暮れが早いこの季節、歩行者・自転車は、**早めのライト点灯・反射材の着用**を行い、交通事故にあわないよう注意しましょう。

「急」のつく運転は厳禁!

凍結路・積雪路での急発進、急ブレーキ、急ハンドルはスリップの原因となるので絶対止めましょう。

道路状況に注意を!

冬道では道路に雪や氷がなくて日陰や橋が凍っていることがあります。晴れている日でも注意が必要です。

交通安全功労者の表彰

11月20日(月) 名取市文化会館で行われた、第38回宮城県交通安全県民大会において、長年の交通安全意識の普及啓発、交通事故防止への貢献が認められ、当町から3人の交通安全指導員が表彰を受けました。

また、市民皆様の交通安全への日ごろの取り組みにより、交通死亡事故が約2年3カ月発生していないことが認められ、交通死亡事故抑止功労市町村として当町が表彰されました。

宮城県交通指導員功労表彰を受賞された皆さん



交通指導隊班長
及川 哲さん
(管の浜)



交通指導隊班長
堀内 博昭さん
(塩入)



交通指導隊班長
芳賀 典之さん
(十日町)

平成18年度 中学生の「税についての作文」コンクール

次代を担う中学生の皆さんに、税金に対する正しい知識を深めてもらうため、各納稅貯蓄組合連合会では毎年「税についての作文」コンクールを実施しています。

たくさんの応募作品の中から、次の12人の皆さん的作品が入選しました。

気仙沼本吉地区納稅貯蓄組合連合会 会長賞



西城 将成さん
(戸倉中3年)



三浦 千尋さん
(志津川中3年)



佐藤 未来さん
(入谷中3年)

40周年記念 気仙沼本吉地区納稅貯蓄組合連合会 優秀賞



小山 真由さん
(戸倉中3年)



佐藤 春菜さん
(志津川中3年)



山内 未咲さん
(入谷中3年)

南三陸町納稅貯蓄組合連合会 会長賞



小山 真未さん
(戸倉中3年)



及川 明惟さん
(志津川中3年)



山内 智弘さん
(入谷中3年)



糟谷 謙さん
(歌津中3年)

自分が変わる 世界が変わる 本との出会い

未来の日本文化の発展のために、
子どもの読書への関心と意欲を
一層高めましょう。

南三陸町図書館 ☎ 46-2670



みんなのひろば

◇12月25日(月) 午前10時～11時30分
いろいろな「かるた」であそぼう。

おはなしでてこい

◇12月26日(火) 午後3時30分～4時30分
むかしばなし・かみしばい・えほん・ゲーム他

休館のお知らせ

12月28日(木)～1月4日(木)まで、
年末年始の休館となります。
1月5日(金)から平常どおり開館します。

教育長の教育相談

お子さんや教育上のことでの
困ったこと、気になることは
ありませんか

相談の方法 電話で予約のうえ、ご来室ください。

教育長の業務の都合により変更することもあります。

12月の相談日時 8日(金) 午後5時～9時

20日(水) 午後5時～9時

申込み・問い合わせ 町教育委員会(志津川公民館内) ☎ 46-2604

手作りで迎えませんか？わが家のお正月

しめ縄づくり教室

◇日時 12月17日(日) 午前9時30分～午後1時

◇場所 入谷公民館2階「大研修室」

◇参加費 700円(昼食代含む) 昼食後の解散となります。

昼食は、そば研究会の協力により手打ちそばを用意します。

◇持参物 はさみ(わらを切ってもよいもの)

※わらは公民館で用意します。

◇内容 わら打ち、縄ないをして「しめ飾り」などを作ります。

◇申込期限 12月12日(火)

◇申し込み 入谷公民館 ☎ 46-5103



第4回

子どもたちの郷土芸能発表会

◇日時 12月10日(日) 午前8時50分開会

◇場所 「ベイサイドアリーナ」文化交流ホール

◇入場料 無料

◇出演団体 ①長清水鳥囃子 ②入谷
打囃子 ③行山流水戸辺鹿子躍 ④大
森創作太鼓旭ヶ浦 ⑤藤浜よさこい
(特別出演)

◇問い合わせ 生涯学習課 生涯学習係
(志津川公民館内) ☎ 46-2639



スポーツ交流村催し案内 ☎ 47-1131

*各催しは、主催者の都合により変更となる場合があります。

筋肉をマメにお手入れしてみましょう。

○タオルを使った簡単体操 12月13日(水)～12月28日(木)

身近にあるタオルを使って、自宅でも簡単にできるエクササイズをご案内します。

タオル体操で筋肉をつけ、筋肉を伸ばすことでの筋力アップ・柔軟性アップにも役立ちます。また、リフレッシュ効果もあります。

○特別トレーニングコース【3ヶ月間】

★脂肪をためないトレーニング

冬の脂肪を溜め込む時期に備えてのトレーニング。

★スキー・スノーボードトレーニング

楽しく滑るために体力・筋力をつけていきます。
※月8回以上のトレーニングが目安です。

脂肪をためないトレーニング"にご参加の方は、週1回歩くだけでもかまいませんので、ぜひご参加ください。

※1ヶ月毎にメニューがステップアップしていきます。

けんこうクラブの利用

◆利用時間

平 日 午前9時～午後9時 (最終受付午後8時)

土日祝 午前9時～午後5時 (最終受付午後4時)

◆休館日 毎週火曜日・年末年始 (12月29日～1月3日)

平成の森 Hei ! もりもり情報 ☎ 36-3115

*平成の森は、来春からの予約が始まっています。

野球場・林間広場は、芝生養生のため、来年3月中旬まで使用できません。ご了承ください。

(平成の森屋外施設は、シーズンオフに入り大会等の催し物はありません)

【平成の森体力増進室】

これから益々寒さが厳しくなります。冬場の運動不足解消などにぜひ平成の森体力増進室をご利用ください。1回200円で時間の制限はありません。インストラクターはいませんので、次の「基本メニュー」I～IVを参考にご利用ください。

I ストレッチ 7種 5分

ストレッチ体操とは、柔軟体操のことです。関節の動く範囲を大きくし、筋肉・腱を柔らかくしてトレーニングに備え、また、トレーニング後の疲労の回復促進の効果を高めます。ストレッチは、呼吸を止めずにリラックスし、反動をつけず、左右20秒ずつ行いましょう。

- ①ふくらはぎ ②アキレス腱 ③もも(前・後)
- ④肩と背中 ⑤腕 ⑥肩 ⑦体側

II 持久力トレーニング 15分～30分

<効果>運動不足解消、健康維持、減量、スタミナアップ、ウォーミングアップに。最初は、10～15分から始めましょう。除々に5分から30分まで時間を増やします。運動不足解消、減量のためにには週2～3回30分の持久力運動を行う必要

があります。(ウォーカー、ランニングマシン、自転車機器があります)

III ウエイトトレーニング 20分 (6～8種類)

<効果>筋力アップ・身体を引き締める・骨粗しう症に予防に。全身の筋肉を鍛え刺激を与えて生活に必要な持つ力、引っ張る力、持ち上げる力を強化します。

(①～⑧を鍛える機器11種があります)

- ①胸10回・②背中10回・③大たい前10回・④大たい後10回・⑤足全体10回・⑥腹筋10～20回・⑦腕部20回・⑧肩部20回

IV リラクゼーションマッサージ 5分～10分

運動の最後に、または運動の途中にリラクゼーションとして、2分～3分マッサージを取り入れましょう。今日の運動の疲れを明日に残さないようにすることが、運動の継続につながります。(マッサージ機器があります)

*注意 高血圧(上が150以上、下が90以上)、心臓疾患、その他運動を制限されている方は、医師の診断を受けて、その指示に従ってください。体力増進室は、子どもたちの発育・ケガ防止を考えて、高校生以上の利用となります。

今月の税

**国民健康保険税 第7期
介護保険料(普通徴収分)第7期**
納付書での納付は**12月25日(月)**まで
口座振替日は**12月25日(月)**です
忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

納めた国民年金保険料は税金の控除の対象になります

国民年金の保険料は、所得税・住民税等を計算する際に、全額が社会保険料控除の対象として、所得金額から差し引かれます。

今回控除の対象となるのは、平成18年1月から12月までの間に納められた保険料です。これには、免除されていた期間の保険料や過去に納め忘れていた保険料を納めた場合も含まれます。また家族の分の保険料を納めたときは、納めた方がその分も申告できます。

申告をされるときは、社会保険庁より送付される控除証明書を添付のうえ手続きを行ってください。

詳しくは、石巻社会保険事務所にお問い合わせください。

年金を受けている方があ亡くなりになったときは、すみやかに届出を

国民年金や厚生年金を受けている方があ亡くなりになったときは、役場又は社会保険事務所へ「年金受給権者死亡届」により提出しなければいけません。

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡すると無くなります。届出を忘れたり、遅れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくことになります。

このようにならぬないように、すみやかに届出ることが必要です。

【未支給年金の請求】

まだ受け取っていない年金があるときは、あ亡くなりになった方と生計と一緒にしていた遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありますので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行ってください。
受け取れる遺族と順位 ①配偶者

今月の税

**国民健康保険税 第7期
介護保険料(普通徴収分)第7期**
納付書での納付は**12月25日(月)**まで
口座振替日は**12月25日(月)**です
忘れないよう、早めに準備しましょう。

年金

納めた国民年金保険料は税金の控除の対象になります

国民年金の保険料は、所得税・住民税等を計算する際に、全額が社会保険料控除の対象として、所得金額から差し引かれます。

今回控除の対象となるのは、平成18年1月から12月までの間に納められた保険料です。これには、免除されていた期間の保険料や過去に納め忘れていた保険料を納めた場合も含まれます。また家族の分の保険料を納めたときは、納めた方がその分も申告できます。

申告をされるときは、社会保険庁より送付される控除証明書を添付のうえ手続きを行ってください。

詳しくは、石巻社会保険事務所にお問い合わせください。

年金を受けている方があ亡くなりになったときは、すみやかに届出を

国民年金や厚生年金を受けている方があ亡くなりになったときは、役場又は社会保険事務所へ「年金受給権者死亡届」により提出しなければいけません。

年金を受ける権利は、年金を受けている方が死亡すると無くなります。届出を忘れたり、遅れたりすると、死亡後も年金が支払われてしまい、後日遺族の方に返していただくことになります。

このようにならぬないように、すみやかに届出することが必要です。

【未支給年金の請求】

まだ受け取っていない年金があるときは、あ亡くなりになった方と生計と一緒にしていた遺族の方が受け取ることができます。優先する順位がありますので、より優先する方が死亡届と併せて請求を行ってください。
受け取れる遺族と順位 ①配偶者

☎022-224-0651 FAX022-224-0585
放送大学ホームページ
<http://www.u-air.ac.jp>

宮城いきいき学園生募集!

宮城いきいき学園では、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とし、平成19年4月入学生の募集を受け付けています。

◇**対象者** 県内に居住するあおむね60歳以上で継続して通学可能な方

◇**開催場所** 気仙沼・本吉校(気仙沼中央公民館)

※通学可能であれば、県内各地で受講できますので、お問い合わせください。

◇**募集人員** 各校40人

◇**学習日** 平成19年4月から月2回(年間22回: 2学年生)

◇**募集期間** 11月1日~平成19年1月5日必着

◇**入学金** 5,000円

◇**受講料** 年間15,000円

※申込書は、志津川保健センター、歌津保健センター及び生涯学習課(志津川公民館内)にあります。

◇**申し込み・問**

宮城県社会福祉協議会 いきいき学園課 ☎022-225-8477

くらし

りあすカードのポイントで納税ができるようになります

平成19年1月10日から、「りあすカード」の満点カードを納税に利用することができます。

1枚当たり1,000円で、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の納税(納付)に使えます。

なお、当分の間、役場町民税課の窓口で、平日のみの取り扱いとなります。

詳しくは、町民税課 納税係または南三陸町商業協同組合にお問い合わせください。

◇**応募資格**

①④⑤満18才以上、②③満15歳以上

◇**募集期間**

12月15日(金)~平成19年2月15日(木)

◇**経費一例**

(全科履修生) 入学料22,000円
授業料1科目(2単位) 11,000円

◇**資料請求(無料)・問**

〒980-8577仙台市青葉区片平2-1-1
(東北大學内)
放送大学宮城学習センター



年末年始地域安全運動

12月15日(金)~1月7日(日)



年末のこの時期は、皆さん忙しく防犯意識が薄れ犯罪に巻き込まれる危険性が高まります。

「犯罪のない安全で安心して暮らせるまち」をつくるためには、地域住民が防犯に关心を持ち、結束力を高め、毎日「お隣、ご近所と声掛け」することが大切です。

犯罪者は、「どこかで誰かが見ている」という視線をもっと恐れているのです。

防犯対策

建物等への侵入盗対策

- ①外出する時は、戸締り、力ギ掛けを確實に行いましょう。
- ②泥棒は、侵入に要する時間が10分以上の場合ほとんど諦める

という調査結果が出ています。自宅のガードはしっかりと固めましょう。

車上ねらい乗物盗対策

- ①車を駐車する際は、明るい監視の行き届いた駐車場を選びましょう。
- ②車を離れる際には、必ずエンジンキーを抜きドアロックをしましょう。
- ③車内にカバンやバッグなどを放置しないようにしましょう。
- ④オートバイを駐車する際には、エンジンキーを抜きハンドルロックをしたうえ、U字ロックなどの補助鍵も掛けましょう。
- ⑤自転車は、監視の行き届いた場所に保管し、ツーロックをしましょう。
- ⑥被害回復のため、オートバイにはグッドライダー防犯登録を、自転車には自転車防犯登録をしましょう。

ひったくり対策

- ①暗い道は避け、遠回りでも明るい道を選んで歩きましょう。
- ②バッグなどの手荷物は、車道の反対の歩道側にしっかりと持ちましょう。

振り込め詐欺対策

- ①日頃、家族で話し合い被害を防ぎましょう。
- ②振込みはその日にするな!
- ③振込みは一人でするな!
- ④必ず誰かに相談を!

問い合わせ

南三陸警察署 交通課・生活安全課 ☎46-3131
危機管理対策室 ☎46-1376(直通)

虫歯のない子

11月8日(水)に実施した戸倉・志津川・入谷地区3歳児健康診査で、虫歯の無かったよい子たちです。



⑥五日町
佐々木堅人くん



⑥廻館前
佐藤 花澄ちゃん



⑥袖浜
菅原 尚志くん



⑥本浜町
行場 望真ちゃん



⑥竹川原
菅原慎之介くん



⑥汐見町
及川 榎太くん



⑥上の山
咲ちゃん

戸籍の窓

10月16日から11月15日届出分

ご結婚おめでとう

行政区 氏名 どちらから

伊里前上	高橋 智・阿部 恵美(田の浦)
中瀬町	小山 泰之・高橋美穂子(秋田県横手市)
六 区	菅原 信哉・日野 花香(石巻市)
五 区	西城 清勝・金 美景(韓国)
天王前	菅原 勇人・渡邊 美恵(清水)
六 区	佐藤 正行・佐々木由貴(本浜)
名 足	田母神 渉・後藤 唯(伊里前下)
十 区	佐藤 宏幸・小野寺紀子(気仙沼市唐刺)
在郷下	小野寺和昭・小野なおみ(大森第一)
五の一	佐々木 純・三浦 清昭(石巻市)

お誕生おめでとう

行政区 なまえ 保護者

中 在	阿 部 慧 太(勝喜・由紀)
大森第一	後 藤 吏 稔(一美・美由紀)
荒町下	佐々木 優(幸則・侯迎春)
滝 浜	後 藤 世 愛(安一・京子)
南 町	佐 藤 ひま 里(武文・知子)
中 山	及 川 蓮(祐輝・ゆか美)
泊 浜	岩 石 海 鈴(勝志・千春)
名 足	佐 藤 結 羽(勝悦・秀美)

お悔やみ (年齢は満年齢)

行政区	氏名	年齢
石 浜	佐 藤 歌 子	90歳
石 荒	佐 藤 す ん	91歳
平 西	高 橋 み よ の	89歳
足 西	佐々木 しげ 子	83歳
名 最	知 賢 市	65歳
田 の 浦	糟 谷 い ょ よ	87歳
八 幡 町	伊 藤 芳 美	74歳
田 の 浦	千 葉 勝 行	64歳
保 呂	千 葉 ち ょ 子	84歳
名 足	佐 藤 きつ よ	89歳
馬 場	及 川 人 め	41歳
港	高 橋 し	89歳
石 浜	佐 藤 由 一	76歳
伊里前下	阿 部 宗 祐	76歳
五 の 二	佐 藤 マツ エ	101歳
田 の 浦	小 野 み ケ	82歳
大森第二	渡 邊 史 菜	5歳
十 の 二	小 野 文 司	77歳
十 の 一	佐 藤 清 郎	82歳
荒 町 上	佐々木 三 郎	86歳
小 森	佐 藤 上 のぶ	96歳
水 戸 辺	小 山 重 成	53歳
津 の 宮	佐々木 き よ 子	85歳

人口のうごき

男	9,167人	(- 9)
女	9,571人	(-14)
計	18,738人	(-23)
世帯数	5,359世帯	(- 3)
出生	8人	(- 5)
死亡	22人	(+ 4)
(10月末現在)	()	内前比

米寿の顔



※このコーナーでは、町から敬老祝いが贈られた方々を紹介します。(南三陸町敬老祝い金条例に基づき、満87歳(数え88歳)の誕生日を迎えた方々が対象です。)

各種相談日

特設人権相談

法務省及び人権擁護委員連合会では「世界人権宣言」が採択された12月10日を「人権デー」と定め、この日を最終日とする1週間(12月4日～10日まで)を「人権週間」とし、人権擁護活動を推進する行事を実施しています。今年も12月4日～10日までの1週間を「第58回人権週間」と定め、次のとおり特設人権相談を開設いたします。

相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

◇相談日 12月13日(水)

会場 歌津公民館

◇相談日 12月7日(木)

会場 志津川保健センター

※時間は午前10時～午後3時

◇問 保健福祉課社会福祉係(志津川保健センター内) ☎46-5113

歌津総合支所健康福祉課(歌津保健センター内) ☎36-3929

人権相談

◇相談日 12月21日(木)

会場 志津川保健センター

(保健福祉課) ☎46-5113

※相談受付は午前10時～午後3時
※地域は問いません。

消費生活相談

毎週火・木曜日(祝日を除く)

※受付は午前8時30分～正午

◇会場 役場防災対策庁舎1階相談室

◇問 産業振興課 商工振興係
☎46-1378 内線442、521

生活相談、行政相談

◇相談日 12月7日(木)、21日(木)

※相談受付は午前10時～午後3時

◇会場 志津川保健センター
(保健福祉課) ☎46-5113

風邪・インフルエンザを予防しましょう

空気が乾燥すると風邪やインフルエンザにかかりやすくなります。
部屋の温度や湿度を適度に保ち、外から帰ったら、うがい・手洗いをこまめに行なうなどして、予防に努めましょう。

感染を防ぐには?

感染経路を遮断する

- ・部屋の換気を定期的に行う
- ・流行する時期は人ごみを避ける
- ・外から帰った後はうがい・手洗いをする

抵抗力をつける

- ・十分な栄養と睡眠をとる
- ・過度な厚着は避け、適度な運動をする

ウイルスを近づけない

- ・発症したらマスクをし、外出を避けて他人にうつさない



わが家のアイドル

ななか 西城菜々香ちゃん [⑧大久保(7カ月)]

パパ 友幸さん ママ 和代さん

リアスコースト南三陸 水中樂園 ⑤



シロザケのオス

メス

こゝつもの呼び名を持つ「シロザケ」

今回は、皆さんおなじみのシロザケ（白鮭）を紹介します。

南三陸町の河川でも、毎年数多くのシロザケが遡上^{さじょう}しています。人工授精や自然産卵によって産まれた鮭たちは川を下り、海へと旅立つて行きます。その後4年もの間、ベーリング海などの寒い海域で成長し、再び産まれた川へと戻り産卵し、その生涯を終えます。

ところでサケは漁獲されるタイミングや成長過程により、数多くの呼名を持ちます。

まず、春から初夏にかけて漁獲されるものはトキシラズ（時不知）。また、初夏から初秋にかけて捕獲されることがあるケイジ（鮭児）は、ロシア北部系の若いサケが回遊中に日本へ回帰する鮭に混ざり、1万本に1匹程度の割合で漁獲される、脂質が多く全身トロ状態で高価な、まさに幻のサケです。

秋になり回帰中に漁獲したものはメジカ（目近）で、同時期に河口周辺で漁獲されるアキアジ（秋味）よりも脂のりがよく、旨いと言われています。そして、産卵を終えたサケはホツチャレ（放つておくと言う意）と呼ばれます。食べて美味しいシロザケ。力尽きて死んでしまつた後も、死がいは微生物により分解され川へ溶け出し、プランクトンの栄養分となります。そのプランクトンは牡蠣などの養殖物にとって、なくてはならない大切な栄養源となります。

サケは捨てるところのない魚ですね。

（写真・文 水中カメラマン 佐藤長明）

編集後記

▶南三陸町と友好町の山形県庄内町は、お互いの産業祭りに特産品を出店するなど、産業交流が盛んに行われています。
▶当町のメカブと庄内町の野菜を使った加工品も売り出されています。▶さて、本紙21ページの「庄内の風」で「響ホール」を取り上げましたが、私は編集中に「どのようにして町民ボランティアがホールの企画運営しているのだろう?」と興味を持ちました。▶両町の文化交流などが、もっと盛んになることを期待しています！

担当 佐藤

●日曜当番医

- 12/3 南三陸志津川クリニック
☎47-2777(志津川字塩入)
12/10 上田クリニック
☎36-2316(歌津字中山)
12/17 鎌田医院
☎36-2008(歌津字伊里前)
12/24 ささら総合診療科
☎47-1066(志津川字汐見町)
12/31 佐藤徹内科クリニック
☎47-1175(志津川字廻館前)
1/7 本田記念あおいクリニック
☎46-4530(志津川字十日町)

●第1・第3日曜歯科当番医

- 12/3 歌津歯科診療所
☎36-2321(歌津字伊里前)
12/17 高橋歯科医院
☎46-2631(志津川字五日町)
1/7 三浦歯科医院
☎42-2418(本吉町津谷明戸)

※日曜当番医は、変更となることがありますので、あらかじめ電話で確認してください。
受診の際は保険証をお持ちください。